

令和6年度 富士見ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

第1章 総則

(目的)

1 この方針は、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する本校の基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

2 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(基本理念)

3

- (1) 本校のいじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童（被害者、加害者、観衆、傍観者など）に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう本校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものとする。
- (2) 本校のいじめの防止等の対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行うものとする。
- (3) 本校のいじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものとする。

(本校及び本校の教職員の責務)

4 いじめは、どの学校においても、どの児童生徒にも起こりうるものであり、現在、いじめによって児童生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が少なからず発生しているという認識に基づき、いじめから一人でも多くの児童を救うため、児童を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある」との意識を持ち、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する。

5 本校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、本校全体でいじめの「未然防止」及び「早期発見」に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に「早期対応」する責務を有する。

以下は、本学校職員がもつ、いじめについての基本的な認識である。

- A いじめは、どの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- B いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- C いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- D いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- E いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- F いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- G いじめは、教職員の言動が子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に意識して関わることが大切である。
- H いじめは、家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- I いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第2章 いじめ防止基本方針等

6 本校は、文部科学省いじめの防止のための基本的な方針及び茨城県いじめ防止基本方針を参照し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応）のための対策に関する基本的な方針を以下に定めるものとする。

(いじめの未然防止に関する措置)

7 本校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等（人権集会の実施とそれに伴う道徳教育）の充実を図るものとする。

8 本校は、いじめを防止するため、本校に在籍する児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、本校に在籍する児童が自主的に行ういじめの防止に資する活動への支援、本校に在籍する児童及びその保護者並びに本校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を講ずるものとする。

9 本校は、在籍する児童及びその保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止または効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動（家庭でのルール作り、情報モラル教育の推進等）を行うものとする。

10 本校は、本校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

11 本校は、いじめを早期に発見するため、本校に在籍する児童に対する定期的な調査、年に三度の生活アンケート、月に2回の心の健康観察、いじめに係る相談を行うことができるオンライン上の相談窓口（先生あのねオンライン）の設置、その他の必要な措置（Q-Uテスト）を講ずるものとする。

12 本校は、いじめを早期に発見するため「校内生徒指導委員会」を実施し、学年および生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、管理職との間での情報交換、対応検討を行い、組織的に対応するものとする。

(いじめへの早期対応に対する措置)

13 本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員（校長、副校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、学級担任）、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー）、その他の関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を置くものとする。

14 本校の教職員が、児童から直接又は、児童福祉課職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童の保護者から、いじめに係る相談を受けた場合において、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任へ連絡し、適切な措置をとるものとする。

15 本校は、前項の規定による通報を受けたとき、その他本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告するものとする。

16 本校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、本校の複数の教職員（生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任）によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー）の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

17 本校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

18 本校は、教職員が16の規定による支援又は指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置、その他の必要な措置を講ずるものとする。

19 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときはみらい平交番（以後交番）、常総警察署（以後常総署）と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに交番、常総署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

- 20 校長及び教員は、本校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えるものとする。
- 21 本校は、いじめを受けた児童あるいはいじめを行った児童が本校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようするため、関係学校との連携協力体制を整備するものとする。

第3章 重大事態への対処

- 22 本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ防止対策委員会を開き、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- (1) いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間本校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

23 本校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

24 本校は、22項各号に掲げる状況が認められる場合には、市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、市長に報告する。

第4章 雜則

（学校評価における留意事項）

- 25 本校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うものとする。

※令和5年 4月 一部文言の改訂

※令和6年 3月31日 改訂

※令和6年10月11日 改訂

年間指導計画

月	指導等の内容	
	教職員や生徒の活動	保護者への活動
4	○いじめ防止基本方針についての検討 ○いじめ対策に関わる共通理解 ・学級開き、学級ルールづくり（※4） ・配慮を要する生徒の共通理解（※2） ・身体測定、健康診断 ・家庭確認（※3） ・避難訓練（※4）	・いじめ防止基本方針のHPへの掲示 ・学校、学年、学級の指導方針の説明 【PTA総会】【学年学級懇談】
5	・小中合同引き渡し訓練（※4） ・6年修学旅行（※4）	
6	・小中合同あいさつ運動（※4） ・中学生による小学校訪問（※4） ・交通安全教室（※4） ・hyper-QU検査の実施と分析活用（※3） ・学校生活アンケート（※2）	
7	・三者面談（※3） ・4年浄水場見学（※4）	・情報交換 【学期末PTA】【三者面談】 ・夏休みの過ごし方
8		
9	・3年遠足（※4） ・4年遠足（※4） ・4年ゴミ処理場見学（※4） ・6年国会見学（※4）	
10	・終業式、始業式（※4） ・運動会（※4） ・小中合同あいさつ運動（※4） ・学校生活アンケート（※2）	
11	・秋祭り（※4） ・3年消防署見学（※4） ・1年遠足（※4） ・5年工場見学（※4）	
12	・学校評価アンケート（※3） ・中学生による小学校訪問（※4） ・思いやり集会（人権集会）（※3） ・5年宿泊学習（※4） ・2年遠足（※4）	・冬休みの過ごし方 【谷和原中学校区公開日】
1		
2	・中学生による小学校訪問（※4） ・学校生活アンケート（※2）	・春休みの過ごし方 【学年末PTA】
3	・卒業式（※4） ・修了式（※4） ・新年度準備（※3） ○1年間の振り返り → 引継	
会議等	生徒指導部会・校内生徒指導委員会「月1回」（※1、※2） ケース会議「臨時」（※1）心の健康観察「月2回」（※3） オンライン相談【先生あのねオンラインVer】「随時」（※2）	スクールカウンセラーによる面談 （※1、※2）

◎生徒指導の重層的支援構造との関わり

※1：困難課題対応の生徒指導

※2：課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

※3：課題予防的生徒指導（未然防止）

※4：発達支持的生徒指導